

付 議 第 9 号

高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会傍聴規則（平成5年高知県教育委員会規則第18号）の一部を、別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会傍聴規則（平成5年高知県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県教育委員会委員長（以下「委員長」という。）の必要と」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が必要があると」に、「委員長の」を「教育長の」に改める。

第3条第2号中「危険と」を「危険であると」に改め、同条第3号中「のいかんを問わず」を「に関わりなく、」に改め、同条第5号中「掲げるもののほか、委員長」を「掲げる者のほか、教育長」に、「不相当と」を「不相当であると」に改める。

第4条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第1項第2号中「いかなる理由があろうとも」を「理由の有無にかかわらず、」に改め、同項第3号中「及び」を「又は」に改め、同項第6号中「妨害となるような」を「妨害となるおそれがある」に改め、同条第2項ただし書及び第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第7条の見出しを「（教育長の指示の遵守）」に改め、同条中「前各条に規定するもののほか」を「第2条から前条までに定めるもののほか」に、「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれ、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとされたことに伴い、必要な改正をしようとするものである。

2 改正の主な内容

- (1) 傍聴の許可等を行う者を「委員長」から「教育長」に改める。
- (2) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

新

高知県教育委員会傍聴規則(抜粋)

本則

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育長(以下「教育長」という。)が必要であると認める事項を傍聴人受付簿に記入し、教育長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 略
- (2) 凶器その他危険であると認められる物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状に関わりなく、これらのものを携帯している者
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が会議を傍聴することが不適当であると認める者

(入場の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) 理由の有無にかかわらず、議場に入らないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動又は行動をしないこと。

旧

高知県教育委員会傍聴規則(抜粋)

本則

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他高知県教育委員会委員長(以下「委員長」という。)の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 略
- (2) 凶器その他危険と認められる物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、ビラ、掲示板、プラカード等名目及び形状のいかんを問わずこれらのものを携帯している者
- (4) 略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が会議を傍聴することが不適当と認める者

(入場の制限)

第4条 委員長は、傍聴席が満席となったときは、新たな傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 略
- (2) いかなる理由があろうとも議場に入らないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明する言動及び行動をしないこと。

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれがある行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(教育長の指示の遵守)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(4)・(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

3 傍聴人が前2項の規定に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委員長の指示)

第7条 前各条に規定するもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。